

ふくしまから世界へ！「ふくしまアスリート」強化支援事業交流事業
申請手続き方法(精算払)

<夢アスリート・Jクラスアスリート・申請責任者>

合宿・遠征・研修ごとに「計画書(様式1)」の提出
※夢アスリート・Jクラスアスリートもしくは申請責任者が記入
要項等を添付する。

福島県体育協会へ提出 (合宿・遠征・研修開始の2週間前まで)
※データ提出可

<福島県体育協会>

「計画書(様式1)」の審査・承諾

申請責任者もしくは本人に承諾の通知 (メールもしくは電話)

<夢アスリート・Jクラスアスリート・申請責任者>

合宿・遠征へ参加

終了後、「実績報告書(様式2)」(夢アスリート・Jクラスアスリートが記入)
及び「請求書(様式3)」(夢アスリート・Jクラスアスリートもしくは申請責任者が記入)の提出

※領収書の写し(写真可)添付(原本は本人保管)

福島県体育協会へ提出 (合宿・遠征・研修終了後1週間以内)
※データ提出可(写真添付可)

<福島県体育協会>

実績報告書の確認・支援金の支出
(指定口座へ、毎月13日までに提出された請求については、20日支払い)

【注意事項】

- 宿泊費は、11,800円以内としてください。(1泊2食)(昼食代は含みません。)
- 食料費は該当しませんのでご注意ください。
※食事無しの宿泊施設の場合は、宿泊代の合計が11,800円以内であれば、夕朝食代(1食2,000円以内)の支出は可とする。
- コンビニなどで購入したものについてはレシートで提出ください。(別途領収書は必要ありません)
- チームとして大会参加している場合の旅費も認めます。
- 怪我などで大会に参加できない場合は、大会の視察なども認めます。
- やむを得ず領収書を取得できない場合は、事業に参加したことを証明できる資料(プログラム、スコアシート等)と負担金額を証明できる資料を提出してください。
- 特殊競技用具の郵送料については国体で認められているものとする。
(馬術・カヌー・セーリングのみ)
- 承諾を得ずに合宿等に参加した場合、支援金が受け取れません。
- 体育協会からのメールが届くようにしてください。(PC・携帯・スマホ)
- 不明な点は、いつでも体育協会に問い合わせ願います。(メール、電話等)